

狛江市 基幹相談支援センター

令和6年7月18日

狛江市地域自立支援協議会資料

基礎情報(案)

【対象】 全年齢の障害者総合支援法の対象である身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び指定難病患者
ただし、18歳未満は児童発達支援センターと、65歳以上は地域包括支援センターと連携して対応する。

【運営方法】 狛江市福祉相談課 直営

【職員体制】 福祉専門職等を含む常勤3名(配属済)

【場所】 ・令和6年4月～ 市役所2階 福祉相談課内に基幹相談支援センター担当設置
・令和6年11月～ 地域生活支援拠点併設相談室に開設(案)

【開所時間】 平日8:30～17:00(予定)

※虐待通報窓口として、24時間電話対応受付体制あり

主な機能(案)

- (1) 障がい者の総合的かつ専門的な相談支援の実施に関する事。
- (2) 障がい者に係る地域における相談支援体制の強化に関する事。
- (3) 障がい者の地域移行及び地域定着の促進に関する事。
- (4) 障がい者の権利擁護及び虐待防止に関する事。
- (5) 事業に関わる職員の人材育成に関する事。
- (6) 狛江市地域自立支援協議会設置要綱(平成22年要綱第19号)に規定する狛江市地域自立支援協議会の運営に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業に付随する事。

改正後の基幹相談支援センターに求められる役割

令和5年度全国厚生労働部局長会議資料より

基幹相談支援センターに関する改正内容（障害者総合支援法77条の2関係）

令和6年4月1日施行

- ① **基幹相談支援センターの役割（事業及び業務）として地域の相談支援の強化の取組と地域づくりを追加し、明確化。** ※従来は個別相談を総合的に行う施設と規定
- ② **基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務化。** ※従来はできる規定
- ③ **基幹相談支援センターの設置促進や適切な運営の確保のための都道府県の役割（広域的見地からの助言等）を規定** ※新設

基幹相談支援センターの役割（障害者総合支援法77条の2第1項）

- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。** ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
- ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- 個別支援（特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの）
- ③④が主要な「中核的な役割」



上記の事業や業務を担い、すなわち地域の中核的な役割を担うことができる障害福祉分野における経験や技術、知識を有する職員を配置することが望まれる。【主任相談支援専門員が核】

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

令和5年度東京都障害者相談支援体制整備資料より

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるもの**とする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する業務**)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(法第77条の2第7項) **新**

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」

